

いっぽ・ほうふ会則

1.名称

本会の名称は いっぽ・ほうふ とする。

2.主旨

本会は、障がい児(者)に関わる情報の収集および情報の発信を中心に、交流や仲間作り、勉強会などをすすめるものとする。

3.会員

会員は、障がい児及び障がい者また、障がい児(者)を取り巻く全ての人々とし、特に制限を設けないものとする。

4.賛助会員

本会の主旨に賛同していただける個人または団体とする。

5.会費

会員は年額1000円とする。

賛助会員は年額2000円とする。

会費の金額の変更は事前の告知のうえ総会を経て行うものとする。

6.役員

代表役1名、事務局1名を定める。

7.役員の任期

4月1日～翌年3月31日までとする。

また、再選はこれを妨げない。

8.役員総会

毎年3月に役員総会を行う。

臨時総会を行う場合は、代表役により招集することが出来る。

9.個人情報の保護

会員から預かる個人情報は、個人情報保護法に基づき、会報の送付や連絡などにのみ利用する。

10.退会

本会を退会する場合は、書面(FAXも可)、電子メール、電話にて、代表役に連絡を入れるものとし、確認後、個人情報退会者に返還する。
但し、会費は、理由を問わず返還しないものとする。

【附則】

この会則は、平成21年4月1日に制定